



平成28年9月21日

各位

会社名 日本道路株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 宣男
(コード番号：1884 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 清水 知己
(TEL. 03-3571-4891)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、東日本高速道路株式会社関東支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、公正取引委員会から独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様をはじめ、お取引先、関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、法令順守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、他社と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど独占禁止法3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、当該行為に係る合意が消滅していることを確認すること、今後、自主的に受注活動を行うこと、その旨の周知徹底をすること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	1億5,379万円
納付すべき期限	平成29年4月24日

当社は、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金の30%の減額が認められております。

3. 業績に与える影響

上記課徴金納付額につきましては、平成28年3月期決算において独占禁止法関連損失引当金に計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

以 上